

令和8年（2026年）5月19日

時 間 午後2時00分～  
会 場 全員協議会室

## 市長定例記者会見

### 【報道発表資料】

- 1 ツキノワグマの対策
- 2 麻しん（はしか）の感染予防強化のため、  
妊婦のご家族等の抗体検査・予防接種を無償化
- 3 中東情勢等をふまえた八王子市の対策
- 4 八王子市「子どもまんが記者」募集
- 5 八王子花火大会初の「個人協賛席」を導入  
～安全対策を強化し、無料観覧場所も2か所増設～
- 6 内部通報制度を新設します

### 【会見後のご案内】

八王子市・東京ガス株式会社が包括連携協定を締結します。

カーボンニュートラルのさらなる推進や、小中学校での出前講座、パラリンピアンによる講演など教育やスポーツなどの分野へ連携の幅を広げ、地域社会の課題解決に向けた取組を推進します。

時間：午後3時30分から

場所：市役所議会棟4階 第6委員会室

## ツキノワグマの対策

令和8年4月29日に元八王子町二丁目において1頭、また5月17日には上恩方町において2頭、計3頭のツキノワグマが確認されております。いずれの地域においても、現時点で人的被害の報告はありません。

八王子市では、引き続き関係機関と連携し、現地調査、注意喚起、捕獲体制の整備などを行うとともに、市民の皆様の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

### 1 本市の新たな取組

獣害対策の専門家と連携しながら、ツキノワグマの生態や行動特性を踏まえた専門的知見に基づき、さらなる市民の安全確保対策を講じてまいります。

#### (1) 緊急対策

##### ア クマよけの鈴の配布

5月15日に城山小学校の児童分300個を配付しています。また、山間部の小・中学校に在籍する児童生徒数に相当する1,200個のクマよけの鈴を購入しました。

(6月上旬納品予定)

##### イ クマ撃退スプレーの配布

出没が想定される都道高尾街道から山間部にかけての西側地域を中心に、小・中学校、保育施設・幼稚園、消防団、町会・自治会、市施設等にクマ撃退スプレーを7月末までに配布します。

##### ウ クマ侵入防止対策

出没時及び出没が想定される場所における安全確保のため、移動式電気柵や高周波クマ撃退音装置等を速やかに整備します。

※イ及びウについて、所要額を6月補正予算（案）に計上予定です。

次ページあり

## (2) クマ対策プロジェクトチームの設置

関連団体（東京都環境局・警視庁）の助言を得ながら、庁内関係部署が連携し迅速な対応を行うため、専門的かつ横断的なプロジェクトチームを5月19日に設置し、同日午後4時に第1回会議を開催します。

場所：市役所3階 特別会議室 ※取材可能です。直接会場へお越してください。

### 【プロジェクトチームの目的】

以下の取組により、平時から緊急時まで一貫した対応体制を構築します。

- ・情報共有及び情報伝達の仕組みの整理
- ・知見の向上（八王子市の地域特性を踏まえた効果的なクマ対策について、関連団体や委託業者と連携し検討を進める）
- ・危機レベルに応じたクマ対策方針の策定
- ・地域と連携した、クマを寄せ付けない取組の推進

### 危機レベルと状況（参考）

危機レベル (対応区分)	状 況
1	<b>【経過観察】</b> 人の生活圏以外において、遭遇または被害の発生する恐れが低い場合 (例) 山中での目撃、痕跡の発見 等
2	<b>【防除対策、追払い】</b> 人の生活圏の周辺において、遭遇または被害の発生する恐れが高い場合 (例) 集落周辺での複数回の目撃、痕跡の発見 等
3	<b>【防除対策、捕獲、緊急銃猟】</b> 人の生活圏において、遭遇または被害が発生している場合 (例) 人家への侵入、倉庫が荒らされる 等
4	<b>【捕獲、緊急銃猟】</b> 具体的に危険が生じており、急を要する場合 (例) 市街地への出没、人身被害・交通事故の発生 等

東京都ツキノワグマ対応マニュアル（抜粋）

次ページあり

## 2 これまでの市の対応

区分	内容
捕獲・現地対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没場所周辺における民有地にクマ捕獲用箱わなを設置</li> <li>・市が獣害対策を委託する専門業者と連携した現地調査・監視</li> <li>・関係機関(東京都環境局・警視庁)と連携した対応</li> </ul>
注意喚起・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への注意喚起(HP・SNS・プレスリリース)</li> <li>・周辺地域(町会、学校、霊園等)への注意喚起</li> <li>・青色防犯パトロールによる警戒</li> <li>・元八王子町周辺の住民(出没場所から半径500m以内の約1,900世帯)に対し、ポスティングによるごみの出し方に関する注意喚起</li> </ul>
教育・子ども関連の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への安全指導徹底の通知</li> <li>・学校施設の点検(草刈りのほか、侵入経路点検を実施)</li> <li>・城山小学校の児童分のクマよけ鈴の配付(5月15日に300個を配布済)</li> <li>・山間部の小・中学校に在籍する児童生徒数に相当する1,200個のクマよけの鈴を購入(6月上旬納品予定)</li> <li>・保育園等への安全管理の注意喚起</li> </ul>
庁内連携・体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局による情報共有・対策協議</li> </ul>



5月18日に上恩方町に設置したクマ捕獲用箱わな

※クマ捕獲用箱わなの画像をご希望の場合は、広報プロモーション課までお問合せください。

## 【参考資料】

### 1 詳細な経緯

#### (1) 元八王子町二丁目の事案

日にち	内容
5月10日(日)	近隣住民が、知人に依頼しイノシシ捕獲用の罠およびセンサーカメラの点検を行った際、センサーカメラの映像を確認したところ、4/29(水)20:15頃、ツキノワグマと思われる動物が撮影されていたことが判明。 市民から110番通報があり、高尾警察署生活安全課を通じて、デジポリスおよびメール警視庁により注意喚起を実施。
5月11日(月)	市民から連絡があり、動画を提供いただいた。専門業者に画像確認を依頼し、ツキノワグマであることを確認。
5月11日(月) 午後	専門業者とともに現地確認を実施したが、足跡、爪痕、食痕などの痕跡は確認されなかった。その結果、周辺に滞在している可能性は低いことを確認した。 併せて、城山小学校、私立学校(共立女子、星槎学園、吉祥女子)、町会(元八王子二丁目・三丁目町会)および霊園(南多摩霊園、東京霊園、八王子霊園)に対し、注意喚起およびポスター掲示の依頼を行った。 同時並行し、東京都に捕獲許可を申請。
5月12日(火)	東京都から捕獲許可を取得し、土地所有者の承諾を得た上で、出没場所周辺の民有地にクマ捕獲用の箱わなを1基設置した。 ※当該罠は、クマが個体によって執着行動をとる場合があることを踏まえ、既に現地に留まっている可能性は低いものの、再度出没した際に捕獲できるように設置したものである。
5月13日(水)	専門業者による現地確認を実施。 痕跡等はなし。
5月14日(木)	専門業者による現地確認を実施。 痕跡等はなし。
5月15日(金)	東京都猟友会が出没場所周辺のパトロールを実施。 痕跡等はなし。

#### (2) 上恩方町の事案

日にち	内容
5月17日(日)	近隣住民が知人に依頼し、イノシシ及びシカ捕獲用の罠並びにセンサーカメラの点検を実施したところ、センサーカメラにツキノワグマと思われる動物が撮影されていることが判明(午後7時頃)。 その後、市へ連絡があり、市においてツキノワグマであることを確認(午後8時25分)。 警視庁により周辺住民に対して注意喚起が実施された。
5月18日(月)	市が獣害対策を委託している専門業者による現地調査を実施し、新たな痕跡がないことを確認。 東京都から捕獲許可を取得し、土地所有者の承諾を得た上で、出没場所周辺の民有地にクマ捕獲用の箱わなを1基設置した。

次ページあり

## 2 現場確認に基づく専門的見解

### (1) 元八王子町二丁目の事案

専門業者による現地調査の結果、クマの足跡やフン等の痕跡は確認されていません。また、動画撮影日から一定期間（約3週間）が経過しているが、新たな目撃情報や被害の報告はありません。

クマという動物は広域を動き回っている動物ですので、その地域にエサが豊富であれば定着することが考えられますが、初回の発見から数週間発見がないということであれば、既に立ち去ったものと考えます。

株式会社 ForestersPRO 代表取締役 高橋 聖生<sup>さとぶ</sup>

### (2) 上恩方町の事案

市が獣害対策を委託している専門業者による現地調査の結果、新たなクマの足跡やフン等の痕跡は確認されていません。また、本件は元八王子町二丁目の件とは異なり、ツキノワグマの生息域内における親子での出没となります。

親子2頭による出没であることが確認されており、注意が必要ですが、本件は、元八王子町二丁目の事案とは異なり、ツキノワグマの生息域内における出没事案であり、当該地域が本来の生活圏であることにも留意する必要があります。

株式会社 ForestersPRO 代表取締役 高橋 聖生<sup>さとぶ</sup>

## 3 市民の皆様への注意喚起

市民の皆様におかれましては、引き続きクマを寄せ付けないための環境管理や、万が一に備えた対策の徹底をお願いいたします。

### (1) クマを寄せ付けないための対策

- ・果実（柿・栗等）や野菜くず、米ぬか、ペットフードを屋外に放置しない
- ・果樹は適期に収穫し取り残しをなくす
- ・生ごみはにおいが漏れないよう管理する
- ・藪や雑草を刈り払い、潜み場所を減らす

### (2) 遭遇を防ぐための行動

- ・早朝、夕方の外出や山林・藪付近での行動に注意
- ・鈴やラジオ等で音を出し人の存在を知らせる

### (3) 万が一遭遇した場合

- ・走らず落ち着いて後ずさりする（背を向けない）
- ・大声や投石で刺激しない
- ・子グマに近づかない

## 麻しん（はしか）の感染予防強化のため、 妊婦のご家族等の抗体検査・予防接種を無償化

今年1月、都内で初めて麻しんの感染が確認されて以降、麻しん患者が急速に増加しています。都内における本年の累計速報値は239人と、過去10年間で最多となっており、今後も感染拡大が懸念される状況にあります。

こうした中、ワクチン接種ができない妊婦・乳児の感染リスクを減らし、安心して日常生活を送っていただけるよう、妊婦のご家族等の抗体検査・予防接種を無償化します。

### 1 事業概要

八王子市では、これまで、妊娠を予定または希望する女性、その同居者、さらに妊婦の同居者（いずれも19歳以上）を対象に、無料で麻しん抗体検査を実施してきました。

今回、新たに麻しんの抗体検査を追加します。また、1週間程度で判明する検査の結果、抗体価が低く、かつ接種を希望する方は、無料でワクチンを接種できます。

### 2 内容

#### （1）対象者

##### ア 抗体検査

妊娠を予定又は希望する女性（0歳児と同居している母を含む）、その同居者、妊婦の同居者のいずれかで19歳以上の市民

※妊娠中の者、麻しんの抗体検査を受けたことがある者、2回以上麻しん予防接種歴のある者、麻しんにかかり検査で確定診断を受けたことがある者を除く

##### イ 予防接種

抗体検査の結果、低抗体価で、かつ接種を希望する方

#### （2）自己負担額

無料

#### （3）実施時期・実施場所

令和8年6月1日（月）から、市内医療機関で実施

#### （4）申し込み方法

窓口もしくは郵送で受け付けます。申し込み方法の詳細は、市ホームページに掲載しています。



抗体検査のご案内  
(市ホームページ)

<問い合わせ> (抗体検査について)

健康医療部保健対策課長 荒川 電話042-645-5162

(予防接種について)

健康医療部健康づくり推進課長 志村 電話042-645-5102

## 中東情勢等をふまえた八王子市の対策

物価高騰や人材不足が続く中、中東情勢の影響が加わり、市内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。市では、地域の働く場と暮らしを支えるとともに、必要な市民サービスを継続させるため、下記の対策を講じます。

### 1 物価高騰対応事業者支援金(6月15日から申請受付開始)

物価高騰による影響を受けている市内中小企業等の資金繰りの負担を軽減するため、支援金を交付します。

対象	令和8年1月時点で市内で事業を営む中小企業者等
支給額	1事業者あたり10万円
交付要件	・直近の決算期における営業利益が赤字であること。または直近2期の決算期の利益率を比較して増加していないこと ・直近2期の決算を比較し、経費が3%以上増加、かつ10万円以上増加していること ・事業収入が主たる収入であること
申請期間	令和8年6月15日～8月31日
相談窓口	専用コールセンター（令和8年6月9日開設）
申請方法	オンラインまたは郵送申請
予算	約1億9千万円（最大約1,600事業者を想定） ※国の地方創生臨時交付金を活用

申請方法など、詳細は市HPや広報はちおうじ6月15日号でお知らせします。

#### 【参考：物価高騰に対応した本市の支援実績】

市ではこれまでも、物価上昇局面に応じて事業者支援を実施してきました。

今回の支援金は、対象を物価高騰全般に広げて実施するものです。

- ・電気・ガス料金高騰対策事業者支援金（令和7年度）：交付件数503件
- ・エネルギー・物価高騰対策事業者支援金（令和7年度）：交付件数607件

次ページあり

#### <問い合わせ>

(中小企業等支援について)

産業振興部産業振興推進課長 三浦 電話042-620-7252

(契約制度について) 契約資産部契約課長 田中 電話042-620-7216

(猛暑時における対応について) 道路交通部建設課長 石森 電話042-620-7278

## 2 人材確保・定着に向けた支援

市内の中小企業が抱える人材確保の課題に対し、就業環境の改善につながる補助金の助成と、採用ノウハウを持つ専門家によるコンサルティングを組み合わせる支援します。なお、人材の採用や定着につながる経費を直接補助する制度の導入は、本市で初めての取り組みです。

### (1) 人材確保・定着支援補助金

対象	市内で事業を営む中小企業者等
補助対象	採用力強化（採用 WEB サイト改修、求人広告等）、 定着促進（就業規則改定、研修、勤怠管理のデジタル化等）、 職場環境改善（休憩室改修、バリアフリー、暑さ対策等）など
補助率	2 / 3
上限額	30万円（単独区分申請）、50万円（複数区分申請）
申請期間	～ 令和9年3月31日（受付中）
申込方法	窓口または郵送申請
予算措置	5,000千円

詳細については、次のホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

[https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/  
003/005/p037187.html](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/003/005/p037187.html)



### (2) 中小企業人材確保支援事業

#### ア 採用力強化セミナーの開催（令和8年7月・10月実施予定）

就業希望者や労働市場の現状・動向に関する情報提供に加え、採用や人材定着の成功事例の紹介、各種支援制度の案内などを行い、企業の採用力向上を図ります。

#### イ 専門家の派遣（令和8年8月～令和9年2月実施予定）

セミナーに参加した市内中小企業20社を対象に、中小企業診断士やキャリアコンサルタント、社会保険労務士などの専門家を派遣し、人材確保につながる効果的なアプローチや具体的な取組を提案します。

#### ウ 就職フェアの開催（令和9年2月または3月実施予定）

求職者に市内中小企業の魅力を伝え、就職意欲の喚起を図るとともに、企業の認知度向上と採用機会の創出を目的としたイベントを実施します。

次ページあり

### 3 市発注の公共工事について

建設資材の価格高騰や供給不安に加え、猛暑の常態化や人手不足などを背景として、公共工事における契約不調等のリスクが高まっています。

こうした状況を踏まえ、社会インフラ整備を継続し、公共サービスを持続するため以下の柔軟な契約対応を進めてまいります。

#### ア 工事発注方法の見直し

内容	具体例
工事を着実に実施するため、履行可能な部分と遅延リスクの高い部分を分離して発注します。	・市役所本庁舎の建築工事について、「屋上防水工事」と「内装工事」を分離し、建築資材の供給不安のある「屋上防水工事」は、中東情勢等の影響を見ながら発注します。

#### イ 契約事務の柔軟な運用

内容	具体例
使用部材等の入手遅延が発生した場合に「工期の変更」または、「代替品等への切り替え」を行います。	・室内の壁を新設する工事について、断熱材をプラスチック製品からプラスチックの割合を減らしたりサイクル製品に変更します。
熱中症リスクの高い道路の舗装工事等について、猛暑期間や時間帯を回避する施行方法を導入します。	・7月と8月は、暑さ指数（WBGT）が低い夜間の時間帯を活用して工事を実施します。



市の広報は、市民に情報が届き、理解され、具体的な行動につながることを目的としています。よりわかりやすく、伝わる情報発信を目指し、「子どもまんが記者」が市の施策や取組を取材し、子どもならではの視点で発信する取組を開始します。

これに伴い、夏休みに活動する「子どもまんが記者」の募集を行います。

## 1 子どもまんが記者の募集

- (1) 対象 市内在住・在学の小学5・6年生
- (2) 人数 16名（1回8名・2回開催）  
※応募多数の場合は、抽選で決定します。
- (3) 募集期間 令和8年（2026年）6月15日（月）～30日（火）

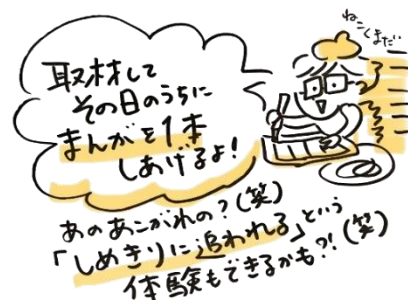
※交通費・通信費等は、自己負担となります。

応募方法の詳細は、広報はちおうじ6月15日号でお知らせします。

## 2 子どもまんが記者の活動について

- (1) 活動内容（所要時間：3時間）

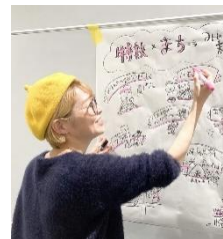
- ア ワークショップへの参加  
コーディネーターが取材のコツや、まんがを用いたレポートの描き方を伝授し、記事の作成までサポートします。
- イ 市の担当課への取材
- ウ 記事（まんが）の作成



コーディネーター ねこくまだ としこ 猫熊田 敏子さん（マルチクリエイター・似顔絵まんが師）

「え！市役所ってこんな場所なんだ！」。そんな発見を、子どもたちと一緒に楽しみながら、取材して、感じたことを「漫画」にしていきます。絵の上手さより大切なのは、「面白い！」と思う気持ちと、自分らしく伝える力。この夏、ワクワクする表現体験と一緒に楽しみましょう！

【略歴】八王子を中心に活動し、漫画・似顔絵・動画制作などを通して、人や企業、地域の魅力を楽しく伝える活動を行う。元児童指導員・PTA会長としての経験を活かし、子どもから大人まで、表現する楽しさを伝えている。



- (2) 活動期間 令和8年（2026年）7月下旬～8月末（1日間）2回開催
- (3) 発信 記事は、市の広報紙やホームページ等に掲載します。

## 八王子花火大会初の「個人協賛席」を導入 ～安全対策を強化し、無料観覧場所も2か所増設～

8月1日（土）に「八王子花火大会」が開催されます。昭和34年から続く本大会は、頭上で大輪の花を咲かせる花火を間近に体感できる迫力と、速射連発のスターマインを特徴としています。

一方、令和7年度の大会では想定を超える観覧者が訪れ、特定の観覧場所へ集中したことで安全対策上の課題が顕在化しました。本年は、安心して花火を楽しんでいただくための安全対策を強化するとともに、持続可能な開催を実現するため、本大会で初めて有償の「個人協賛席」を導入します。

### 1 本大会初の「個人協賛席」を導入

本大会で最も多くの観覧者が集中していた東京フットボールセンター八王子富士森競技場（陸上競技場）について、観覧者の人流を分散させ、安全に観覧していただくなど安全対策を充実し持続可能な大会運営を行うため、全座席（6,500人分）を「個人協賛席」として有償で提供します。

#### (1) 導入会場

東京フットボールセンター八王子富士森競技場（富士森公園陸上競技場）

#### (2) 座席数 6,500人分

#### (3) 区分・料金

区 分	個人協賛席		広 さ
	一般	ふるさと納税	
A席（2人用柙席）	8,000円	33,000円	0.9m×1.8m
B席（4人用柙席）	16,000円	64,000円	1.8m×1.8m

#### 【ふるさと納税の活用について】

個人協賛席の一部は、本市のふるさと納税の返礼品として提供します。八王子の夏の風物詩を全国に発信する観光誘客の一環として、市外からの来訪者の誘致につなげます。

次ページあり

#### <問い合わせ>

（観光施策全般について）

産業振興部観光課長 木村 電話042-620-7378

（花火大会の詳細について）

公益社団法人 八王子観光コンベンション協会事務局長 設楽 電話042-649-2827

#### (4) 申し込み方法

- ・ 一 般：専用アプリ（右の二次元コード）により申し込みを受付
- ・ ふるさと納税：ポータルサイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、Amazonふるさと納税）から申し込み



※いずれも先着順で受付。合計6,500人分に達し次第、受付終了

(5) 申込期間 6月15日（月）から7月14日（火）まで

(6) 問い合わせ窓口 専用コールセンター 5月19日（火）から開設

TEL : 070-6665-7674（平日午前10時～午後5時）

## 2 無料観覧場所を2か所増設

陸上競技場の個人協賛席化に伴い、無料観覧場所を2か所増設します。



#### 【無料観覧場所】

- ①東京フットボールセンター八王子富士森競技場東側駐車場
- ②慰霊塔広場
- ③富士森体育館駐車場
- ④第七小学校校庭
- ⑤(増設)富士森体育館臨時駐車場
- ⑥(増設)八王子市教育センター駐車場

大会の詳細は、専用ホームページ（右の二次元コード）で順次公開します。



#### 【大会概要】

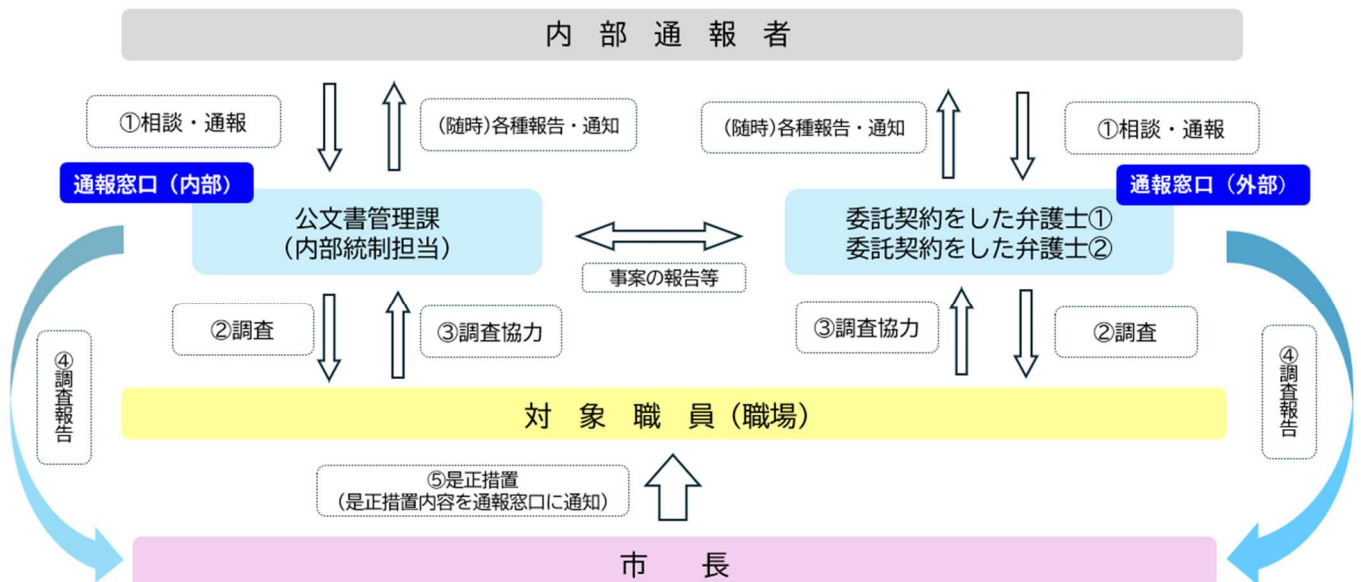
- (1) 日程：8月1日（土）19時～（荒天中止）
- (2) 会場：富士森公園（台町2-2）
- (3) 主催：公益社団法人 八王子観光コンベンション協会
- (4) 規模：観覧者数 約9万人（令和7年度実績）
- (5) 打上発数：約4,000発予定（令和7年度実績3,740発）



## 内部通報制度を新設します

法令違反の是正と未然防止を図り、適正な市政運営を推進するため、内部通報窓口を新設します。加えて、組織内部の通報だけでは把握が難しい不正の早期発見と、通報者が不利益を受けない環境の確保を目的として、匿名性を担保した外部（第三者）による通報窓口も新設します。

### 1 内部通報制度のイメージ



### 2 外部窓口の具体的な仕組み

法的な専門性を有する第三者機関（弁護士）が通報を受け付け、市の内部組織を経由しない形で相談が可能となる仕組みです。

匿名通報は、内容の具体性や客観性を踏まえ、必要に応じて事実関係の確認を行いながら適切に対応します。また、通報内容は厳格に管理されます。

次ページあり

### 3 通報の窓口

窓口は、弁護士が通報を受け付ける「外部窓口」と、公文書管理課の「内部窓口」があります。いずれも書面または電子メールで通報を受け付けます。

- (1) 外部窓口：八王子市と委託契約を締結した弁護士2名
- (2) 内部窓口：公文書管理課 内部統制担当

### 4 通報をすることができる者

- (1) 市職員
- (2) 他自治体等からの派遣職員
- (3) 市からの受託業者、請負業者、指定管理者の役員及び業務従事者
- (4) (1)～(3)までに該当するものであったもの(退職者)

### 5 通報の対象となる行為

行政運営上の下記の行為が対象です。

- (1) 法令(条例・規則等を含む)に違反し、または違反するおそれのある行為
- (2) 人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為

### 6 制度の開始日

令和8年(2026年)6月1日(月)